

1001959

市の制度融資をご利用ください

問合せ 産業振興課産業振興係 ☎内線 5003

資金名	融資対象	資金用途	限度額	期間	利率	申し込み	
中小企業者向け融資	①小口資金	市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業団体で市税を完納している人。ただし、個人事業者については、市内に1年以上居住している人	運転資金 設備資金	1,250万円	運転 6年以内 設備 8年以内 (うち据え置き6カ月以内)	1.8%	群馬銀行 東和銀行 利根郡信用金庫 北群馬信用金庫
	②特別小口資金	従業員20人以下(商業、サービス業は5人以下)の小企業者。ただし、過去1年間に市民税所得割が課税され完納している人で、他の保証付融資を利用していない人					
	③中小企業設備近代化資金	市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者と中小企業団体で市税を完納している人	設備資金	1,500万円	8年以内 (うち据え置き1年以内)	1.8%	あかぎ信用組合 ぐんまみらい信用組合 (市内店舗に限る)
	④中小企業経営振興資金	市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者と中小企業団体で市税を完納している人	運転資金(経営安定化目的)	中小企業者 1,500万円 中小企業団体 2,000万円	6年以内 (うち据え置き1年以内)	1.8%	
勤労者向け融資	⑤勤労者生活資金	市内に1年以上居住、または市内の同一事業所に1年以上勤務する勤労者で、前年の源泉徴収票と所得証明書などが提出でき、資金の償還が確実に認められる人	医療費、冠婚葬祭費、教育費、災害復旧費、耐久消費財購入費、育児・介護休業に伴う生活費	300万円	10年以内	2.1% (育児・介護、教育費は1.9%)	中央労働金庫沼田支店

※制度融資の申し込みは、随時受け付けています

※上記①②については、保証料の一部を県と市が補助します

※上記③④については、保証料の一部と支払利息の3分の1を3年間、市が利子補給します。なお、④については、セーフティネット保証および危機関連保証の規定に基づき市長の認定を受け、9月末までに、本資金の融資の実行を受けた場合、支払利息の全額を5年間、市が利子補給します

1003599

創業者融資信用保証料
補助金および利子補給金

対象融資制度

○群馬県創業者・再チャレンジ支援資金

○日本政策金融公庫実施の新規創業資金、女性、若者／シニア起業家支援資金、新創業融資制度

○市内金融機関が実施する、右に記載の創業資金の標準的な条件に準じるもの

対象者・要件

▽実行時に、新たに創業する人または創業後1年未満の人

▽法人 市内に新たに本店または主たる事業所を設置していること

▽個人 市内に事業所を設置し、市内に居住していること

▽引き続き市内で事業を営むこと

▽法令に基づく許認可を取得していること

▽市税を完納していること

補助金・補給金の額

▽信用保証料補助金 信用保証協会へ支払った信用保証料の全額を補助

▽利子補給金 融資を受けた日から3年間の利子を補給

申請・問合せ 対象融資を受けた日から2カ月以内に必要

書類を添付し、産業振興課産業振興係 ☎内線 5002

労働保険年度更新期間延長
年度更新申告書集合受付中止

労働保険(労災保険および雇用保険)の年度更新(平成31年度(令和元年度)確定保険料、令和2年度概算保険料および一般拠出金の申告・納付)手続きは、8月31日(月)までに行ってください。

7月8日(水)～10日(金)に県内労働基準監督署(一部監督署を除く)にて開催を予定していました「年度更新申告書集合受付」は、中止となりました。

申請方法 労働基準監督署・群馬労働局労働保険徴収室の窓口、郵送または電子申請

申請書類 手続きに必要な申告関係書類は、厚生労働省から申告手続き期間に間に合うよう各事業主へ送付されます

注意事項 手続きが遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(労働保険料・一般拠出金の10%)を課すことがあります

問合せ 群馬労働局総務部労働保険徴収室 ☎027・896・4734

(広告)